

地方消費税率引上げ分の使途について(令和3年度予算)

消費税率の5%から10%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり、社会保障施策に要する経費に充てています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障分) 17,730 千円

(歳出)

(単位:千円)

項目		予算額	財源			
			特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	151,455	51,039	100,416	5,000	95,416
	老人福祉費	34,251	7,594	26,657	2,600	24,057
児童福祉費	保育所費	71,153	17,272	53,881	5,900	47,981
	子育て支援事業費	14,095	8,389	5,706	3,400	2,306
社会教育費	児童館・生涯学習施設費	12,136	5,036	7,100	830	6,270
合計		283,090	89,330	193,760	17,730	176,030